

安全・安心社会の構築に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と兵庫県プロパンガス協会（以下「乙」という。）とは、安全・安心の地域社会構築に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害その他の災害・事故（以下「災害」という。）における市民の人命救助について、より効果的な成果を収めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施体制）

第2条 乙は、あらかじめ人命救助に関する知識・技能を有する人材を養成し、ライフセーバー隊を組織して、災害時には市民に対し、必要に応じ迅速かつ適正な人命救助処置を行う。

2 甲は、前項の処置を適正に行わせるため、必要な指導等を行うとともに、甲、乙の相互協力により、安全・安心社会の構築に努めるものとする。

3 乙は、甲からの応援・協力要請を受けた場合は、その要請に積極的に協力するものとする。

（協定の効力）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めることとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

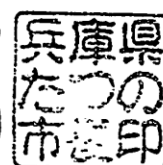
平成18年8月21日

たつの市龍野町富永1005-1

甲 たつの市

たつの市長

田 正 則



神戸市中央区中山手通7-28-33

乙 兵庫県プロパンガス協会

会 長

高 須 國 廣

